

# 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令 の一部を改正する省令案について

平成28年11月  
国土交通省鉄道局

## 1. 背景

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成28年法律第 号）において、中央新幹線の速やかな建設を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、中央新幹線の建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付ける業務（以下「貸付業務」という。）を当分の間行うこととする等の改正を行うこととした。

また、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令（平成28年政令第 号）において、中央新幹線の建設主体は、貸付金の貸付けを受けようとする場合には、申請書を機構に提出しなければならない等の改正を行うこととした。

これらの改正に伴い、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成15年国土交通省令第102号）について、所要の改正を行う必要がある。

## 2. 改正の内容

### ①申請書の記載事項を規定

中央新幹線の建設主体が貸付金の貸付けを受けようとする際に機構に提出する申請書の記載事項を定める。

### ②勘定の経理単位を追加

貸付業務に係る経理を行う勘定の経理区分として、貸付業務に係る経理単位を追加する。

### ③業務方法書の記載事項を追加

機構の業務方法書の記載事項に、貸付業務を追加する。

### ④その他

その他所要の改正を行う。

## 3. スケジュール（予定）

公 布：平成28年11月18日

施 行：平成28年11月18日